

# 地域社会学会ジャーナル

No. 9

(2023. 2. 6)

2022 年度第 3 回研究例会号

地域社会学会ジャーナル発行委員会

地域社会学会事務局

Office of Japan Association of Regional and Community Studies

〒480-1198 長久手市茨ヶ廻間 1522-3 愛知県立大学教育福祉学部

松宮 朝研究室内

TEL 0561-76-8706 (直) FAX 0561-64-1107 郵便振替 地域社会学会 00150-2-790728

E-mail jarcs.office@gmail.com URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

## 目 次

地域社会学会 2022 年度第 3 回研究例会報告プログラム …… 3

### 報告論文

地域の居場所づくりと食料支援  
—子ども食堂活動からの展開— 安藤 綾乃…4

社会的投資との交差点  
生活保護制度における「進学支援」と「人材投資」 三宅 雄大…9

### 批評論文

地域における生活支援と潜在的な支援ニーズの掘り起こし 高岸 浩平…16

生活困窮者支援をめぐる課題  
—食支援団体と生活保護制度に着目して— 堀部 三幸… 20

### Regional and Community Studies beyond Borders

英語圏のジャーナルで出版すること  
私の三つのフェーズから 林 真人…26

## 地域社会学会 2022 年度第 3 回研究例会

### 報告プログラム

日 時	2022 年 12 月 10 日（土）14 時～17 時
開催方法	愛知県立大学サテライトキャンパス+ZOOM によるハイブリッド開催
司 会	清水 洋行（千葉大学）、西野 淑美（東洋大学）
報 告	安藤 綾乃（一般社団法人つなぐ子ども未来） 地域の居場所づくりと食料支援 —子ども食堂活動からの展開—
報 告	三宅 雄大（お茶の水女子大学） 社会的投資との交差点 ：生活保護制度における大学等就学

## 地域の居場所づくりと食料支援

### —子ども食堂活動からの展開—

安藤 綾乃

#### 1. 地域巡回型の子ども食堂の立ち上げと展開

##### 1.1 「第三の居場所」としての「鶴舞つなぐ子ども食堂」の立ち上げ

つなぐ子ども未来は、2017 年の 7 月に「鶴舞つなぐ子ども食堂」という名で、月 1 回開催する子ども食堂としてスタートしました。私は夜勤も従事するフルタイムの看護師で、二人目出産後の育児休暇中でした。子育てを助け合える地域の関係性を作りたいと思ったことがきっかけでした。ママ友に声をかけ、「子ども食堂による共食で孤食・孤立を防ぎ、地域をつなげる子育てを行う」をモットーに、私たちの子ども食堂はスタートしました。

家庭が「第一」、学校が「第二」、このような子ども食堂は「第三の居場所」になります。多くの子どもたちに、自己肯定感を高めるような、豊に生きるための自分づくりの場として利用して欲しいと思うところが基本にありました。当子ども食堂は、当初、名古屋市昭和区内の 11 学区のコミュニティセンターを廻って開催する、定位置のない巡回型子ども食堂として実施してきました。昭和区は人口が約 10 万人と市内でも人口が少ない方で、文教地域にあたります

子どもが多様な経験や価値観に触れ、生きる力をつけ、学校では学べない非認知能力を高める、「第三の居場所」として鶴舞つなぐ子ども食堂はそのような役割を作れる環境にしたいと考えていました。従って、その当時では珍しい、子どもと一緒に食事を作る調理実習型の子ども食堂を実施していました。現場は混んとしていましたが、見ず知らずのボランティアや地域の大人と食事を一緒に作ることは、一緒に食事を作る子は勿論、少しのお手伝いでも、更にはそこに参加をしていることだけでも、子どもたちは多くの誉め言葉を大人からもられました。「地域社会の中で自己肯定感を育む場」として、ボランティアたちと共有していた私たちは、自然と子どもの人権を大切にしたい活動をしたと思うようになりました。

##### 1.2 外とのつながり

名古屋市内では初の試みとして、小学校で夏休みに 3 回子ども食堂を開催しました。長期休みの給食のない期間、子どもたちの健康を子ども食堂としてサポートをするという、民間ベースながら地域社会の不特定多数の利益に準じる活動へと広がっていきました。その為、多くの家庭の事情を把握している学校や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどともつながり、学校に来ることができない子どもを地域でも見守る仕組みにつながりました。

また、この期間には多様な参加者が集まり、地域の方だけでなく、非行少年を支援している団体が若者の立ち直りの場として子ども食堂というコミュニティを利用したり、企業

が地域貢献の場として参加したり、防災活動の団体が防災知識の普及のためにコラボをしたりなど、毎回違った目的をもつ外の団体や機関とつながりを生む機会になっていきました。

## 2. 地域巡回型の活動から常設型の活動へ

### 2.1 常設型の活動拠点「フリースペースつなぐハウス」の開設

これまでの活動の大きな課題として、場所が固定していないことがありました。地域巡回型の子ども食堂を実施してきましたが、学童保育などとは違う、安定的な子どもの居場所の必要性和、常設的な「第三の居場所」を作りたいという思いが強まりました。そこでまずは活動を整理し、継続性の担保と社会的信用を得ることをめざして、子どもの健全育成を目的にした特定非営利活動法人として法人化と組織化を行い、その上で常設開催の子ども食堂としてフリースペースつなぐハウス（以下、「つなぐハウス」）をたてることになりました。

新型コロナウイルス感染が拡大し始めた 2020 年 2 月からつなぐハウスはスタートしました。40 平米 2 階建ての居酒屋だった物件を助成金で改装して開きました。「月一回の子ども食堂」とは違い、毎日普遍的にある、誰でも寄っていい場所・地域のよりどころとなっています。そしてこのモットーは、「ありのあまでいられる。誰もが取り残されない地域社会の実現」としています。

つなぐハウスでの事業内容としては、常設開催の子ども食堂、近所の高齢者の喫茶店がわり、放課後児童の児童館機能、子育て支援ルーム、レンタルスペース、フードバンク機能と多機能が混在しています。年間 243 日開所、昨年度は居場所としての利用者が 3,700 人、お弁当提供が 3,264 食、その他イベントやパントリー等の参加者を含めると延べ 10,101 人が当法人と関わりをもったことになります。通常は異年齢が交流しあう子ども食堂に、地域の方も利用しており「多世代の地域食堂」や民間の児童館といった様相です。

### 2.2 コロナ禍での活動の変化

つなぐハウスのスタート時は新型コロナ感染拡大による休校騒動で、社会がパニックでした。居場所には、給食がなく子どもだけで家にいることが心配な子が訪れたり、逆に家に居場所がない子がきたり、不登校の子の居場所としても利用してもらうこともあり、「息抜き」としての利用者が多かったです。

多くの公的機関が止まったので、その間も「逃げ場」としてつなぐハウスは開け続けました。その結果、行政や教育機関から、生活困難感が強い家庭への食料提供の依頼を受ける頻度があがりました。その為、ひとり親世帯の支援はすぐに取り組み、「子育て応援夕食弁当」という、お弁当を定期的に配達に行く「アウトリーチ支援」を実施しました。子どもたちが家の中で閉じこもっている間、「大丈夫？今日は何をしていたの？」などたわいもない話をします。また、玄関先の靴の荒れた様子、ごみのたまり具合や整理整頓されていない家庭の様子もすぐに見えます。子どもの様子の安否確認をするようにしました。このような「お弁当配達」をきっかけに個別支援・包括支援へつながることも多く、行政や児童相談所、暮らしサポートセンターなど、公的機関や大きな福祉機関とつながり、双方に連絡を取り合う機会が増えてきました。

コロナ禍は特に子どもの権利が脅かされる環境になっています。そもそも生き辛さを抱える社会に、更に緊急事態宣言のもとでの一斉休校や、その後の学校生活は、今も尚、子どもたちの声をかき消し、孤立を生みやすい環境にしています。自殺率も増加していますし、感染拡大の長期化で、先が見えないことへの不安や疲れ、家庭環境のさらなる悪化に関する相談が目立つようになりました。子どもを支えるためには、間違いなく、長引くコロナ禍で苦しむ親も支援をしなければなりません。私たちの食による支援活動は、『食を還せば入口を開けてくれ話ができる』という、そのような関係を結び、地域の小さな SOS に柔軟に対応することが私たちの役割であると、徐々に支援の方向性が明確になってきました。

### 3. 活動から見えてくる地域と子ども：課題と展望

子ども食堂や居場所では、社会の隙間で苦しむ人に寄り添い、地域で支えあう地域コミュニティの再生といわれるような「地域の共助」が行われていますが、抱えるケースの重さからすると、本当に私たちが、ここまですることが望まれているのか疑問も生じます。行政や専門機関にはそれなりの社会福祉施策と実行力がありますが、私たちには決められた福祉サービスも資金も人的資源もない状態です。地域が行う「共助」が、大変重要な役割を担っていることも明確です。ケースによっては要保護児童対策協議会という、国の子ども政策の中のひとつの地域で行われる会議に参加することもあります。しかし、自治体や所轄行政によって、「子ども食堂」など民間団体に対する対応は一律でもありませんし、個人活動者の資金やマンパワーで補っていることも多く、全国 7,000 か所と言われる子ども食堂が、皆、十分な運営体力があるとはいえません。同じ方向を向いているのか、向く必要があるのか、今後の在り方や運営、子どもや地域との向き合い方など、社会や国の捉え方と対峙して、日々検討していく必要があるとも考えています。

国が閣議決定で、子ども食堂へ大きな期待を示しています。私たちは、多様な期待と役割、そして未来ある子どもたちへの責任が生じているように感じます。多くの地域の課題や負担を「共助」という保証のない支援サービスで行うには、存在も継続性も危ういと考えます。地域の居場所・子ども食堂としての民間団体のできるこの程度のサービスは、行政の福祉サービスとは全く違うことを理解しながら、自由に且つ穴を埋めるような寄り添いができる一つの支援スキームとして社会の中で細く長く役割を果たせるように、自治体からサポートを得ることができればと考えます。

私たちのビジョンは「子どもと一緒に持続可能な地域社会をつくる」ことです。食を通じた居場所が多世代の健康福祉の向上につながり、全ての世代が健康的によりよく生きられる為に、地域でお手伝いをできればと思っています。

### 4. 外への支援：中間支援事業

2020 年 4 月から、あるロータリークラブの社会奉仕委員会の中にある子ども食堂を支援する活動で、子ども食堂側の窓口として事務局業務に関わってきました。今は法人化して、一般社団法人愛知子ども応援プロジェクトという、子ども食堂への中間支援事業をしている団体になっています。現在は当法人とは事業連携も終了し別団体となっていますが、

代表であり事務局であったので、会員数 120 名程の団体の窓口となり、ロータリークラブ関係や他の企業から来る支援品を分配調整する活動を中間支援事業として実施してきました。そのおかげで、多くの県内外の団体と交流が増え、情報交換が沢山できただけでなく、企業とご縁をいただいたり、全国の子ども食堂への中間支援活動をしている全国食支援活動協力会、全国子ども食堂支援センターむすびえ等との関係も構築できたりしました。中間支援業務という他の団体支援をすることは、自分たちの活動をマクロの視点でとらえた深い学びを得る機会になりましたし、多くの子どもの居場所づくりのお手伝いや、食料支援のネットワークの構築ができました。

## 5. 生活困難感を抱える家庭を支える非対面の食料支援

### 5.1 みんなのれいぞうこの概要

2022 年に入り、コロナ禍が長期化する中、生活困難感を抱える家庭を支える為に、もっと効率よく必要な方へ食料支援が行えないかと検討し、要支援世帯を含むひとり親家庭 350 世帯にアンケート調査を行いました。その結果、公共冷蔵庫みんなのれいぞうこを実施することになりました。生活困難感を抱える家庭へ支援をつなげることを目的にした公共冷蔵庫の仕組みです。セキュリティのついた屋外に設置された冷蔵庫から、自分の都合の良い時間に、24 時間いつでも非対面で食品を受け取ることができる、新しいインフラになります。食品を受け取ることの物理的・心理的ハードルを下げ、社会とつながることや SOS を出しやすくすることを目的としています。

この事業の実現したいこととして、①食品ロスはみんなで解決する課題であるため、環境に配慮した事業であること、②スピードと実態にあった支援を実施し、「助けて」がしやすい社会づくりを行うこと、③ヒトと地域の支えあいによる食品だけでない支えあいのリレーを実施していくことを考えています。

この事業は 2022 年 5 月からトライアルで運用を始め、名古屋市内の 3 か所に冷蔵庫を設置しています。今年度中に 5 か所設置になる予定です。運用の概要は次の通りです。1 台につき 8 枠ある冷蔵ロッカーが屋外に設置されています。ボランティアによって、居場所であるつなぐハウスで食品の袋詰めがされ、現在は週 2 回定期的に冷蔵庫に投入されます。利用者は、週 2 回、利用申し込みの案内を当団体からの LINE で受け取り、24 時間後の申し込み期限までにオンラインのフォームで申し込みを行い、当団体からの返信を待ちます。事務局は、利用申し込み状況を集計する際、生活にお困り感の強い方を優先的に配布の対象とし、その結果を再び LINE で利用者へ返信します。配布の対象となった方は、ロッカー NO と鍵番号を受取り、その後 24 時間以内で自分の都合のよい時間に食品を引き取りに行く。その後アンケートに答える。以上が一連の流れになります。

### 5.2 みんなのれいぞうこの利用状況、成果と今後の構想

利用登録者は、ひとり親家庭等の生活困難感を抱える家庭で、227 家庭が登録、配布の回数は 79 回、延べ支援件数は 618 件になります(令和 4 年 5 月 1 日～11 月 30 日現在)。冷蔵庫の設置場所には、センサー付きライトと防犯カメラの設置、および冷蔵庫の扉には二重ロックによるセキュリティの強化を行い、今のところ事故は生じていません。

利用者を住居地域で区分し、利用者の多い地域から優先的に冷蔵庫を設置して、利用者が使いやすいように配慮をしています。食品の安全管理として、毎回、利用申し込みの際に利用者と食品提供の合意書を結んでいます。また全ての食品の入出庫管理を行い、出荷日から利用者が大方判明できるようにするなど、賞味期限が近くても安全に食品を利用してもらうことができるよう工夫をしています。また、お渡しする食品量に差が生じないように重量を計測して食品セットをし、食品の種類が違って不平等が大きく生じないように配慮をしています。その結果、当団体が扱っているひと月の食品取扱量 1.4t のうちみんなのれいぞうこで扱う食品量が約 7 割と、みんなのれいぞうこの利用者にお渡しする食品が増加しました。このように非対面で渡す食品を安全に使ってもらうための管理をできる限り行い、フードロス食品の有効な活用を行っています。

利用者の満足度は高く、当団体が行っているアンケートでは、ほぼ 100%の方が「生活に役立った」と回答しています。その理由として、一回の配布量が 4 kg 近くあり、子ども食堂に多く出回る防災関連の食品に止まらず、肉・野菜・惣菜・パン・米・お菓子などあらゆる食品に加え、生理用品や化粧品、マスクや消毒液、カイロやトイレットペーパーなどの生活用品も入れていることがあると考えます。そのような沢山の寄付のおかげで、多くの方の生活に役立つ仕組みを作っています。

非対面で築いた関係であっても、LINE を通して頻回に利用者と連絡を取り合う為、利用者の声を受け止める環境が整っています。生活環境に関して吐露する場としてアンケートを使い、そこから必要な支援機関の紹介や、必要な生活支援として服や靴の譲渡につながるなど、食品を渡すだけの仕組みではなく、利用者の悩み事に寄り添うことができるよう対応しています。

事業継続の手法として、「みんなのれいぞうこサポーター」として、食品の募集、ボランティアの募集、資金協力の募集など、多くのサポーターの支えを作っていくことを検討しています。また「みんなのれいぞうこ推進委員会」として支援連携機関のネットワーク化、フードバンクの参加、オブザーバーとしての行政の参加など、多くの機関を巻き込みながら支援のプラットフォーム構想をもっています。一団体で行う事業でなく、既存の NPO など地域資源の持ち味を生かし、それぞれがそれぞれの役割を果たしながら社会課題の解決に参画する、地域社会から誰も取りこぼされないよう網の目をはるような事業を構築したいと思っています。



## 社会的投資との交差点 生活保護制度における「進学支援」と「人材投資」

三宅 雄大

### 1. はじめに

現行の生活保護法では、最低限度の学校教育として義務教育が想定されており、教育扶助の給付対象も「義務教育に伴って必要な」教科書・学用品等に限定されている（第 13 条）。ただし、1970 年度以降、義務教育修了後の高等学校等への就学に限っては、世帯内就学（生活保護制度を利用しながらの就学）が原則化され、2005 年度には高等学校等就学費（生業扶助）が創設され一定の教育費保障がなされつつある。しかしながら他方で、大学等就学に関しては、夜間大学等を除き世帯分離（就学者本人の保護廃止）が必要であり、生活保護制度の対象からは除外されている（桜井 2018 ; cf. 三宅 2021）。

このような制度的な背景もあり、生活保護世帯の大学等進学率は、近年、上昇傾向にはあるものの（2013 年：32.9%→2021 年：39.9%）、7 割を超える一般世帯に比して低位であり<sup>1)</sup>、その中でも都道府県の間で顕著な格差がある（生活保護情報ネットワーク 2022<sup>2)</sup>）。

以上のような状況に対して、近年、生活保護世帯出身者を対象とした大学等「進学支援」（生活保護世帯出身者の大学等就学を促進する取組み）が拡充されつつある。おって詳述する通り、生活保護世帯出身者に対する「進学支援」は、かれらの教育機会の均等に資するものであり、それ自体として望ましい展開であると考えられる。

しかしながら他方で、果たして、現行の生活保護制度の設計・運用の下で「生活保護世帯からの大学等就学を支援すること」に問題は生じないのだろうか。本稿では、この問いへの試論的な応答を行いたい。以下、第 2 節では、本稿の理論的な枠組みを概説する。そのうえで、第 3 節では、生活保護制度における大学等就学がどのように扱われているのかと運用の実際を概説する。続く第 4 節では、近年の「進学支援」が展開されてきた政策的な背景を概観し、第 5 節では、結論として先に挙げた研究上の問いへの応答を示したい。

### 2. 理論的枠組み

#### （1）最低生活保障／自立助長の時制

現行生活保護法の目的には、①国民の最低生活保障（社会保障）に加えて、②制度利用者の自立助長（社会福祉）が設定されている（小山 2021）。ただし、「その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」（法第 1 条；強調引用者）と規定されており、あくまでも最低生活保障が自立助長に論理的に先行していると考えられる。

ここで留意すべきは、①最低生活保障という制度目的が、過去から現在に至るまでの最低生活の達成を目指し続けている一方で、②自立助長という制度目的では、生活保護制度の外側に出て初めて達成される未来時制におかれる「自立」を目指しているということ

ある。つまり、現行制度内には、過去～現在時制に照準する最低生活保障と、未来時制の「自立」に照準する自立助長という時制の異なる目的が並存している（三宅 2022a）。

## （２）社会的投資—新自由主義

従来の福祉国家（ケインズ＝ベヴァリッジ型福祉国家）は、重化学工業に依拠した経済、ならびに、男性稼ぎ主モデル・典型的ライフコースを前提として、稼ぎ手（男性）が直面する「古い社会的リスク」（失業、老齢、傷病等）に対応してきた。これに対して、国際金融や知識基盤型経済、ならびに、ライフコースの非典型化・雇用の不安定化が進展する中で、人びとは「新しい社会的リスク」（ひとり親、非正規雇用、仕事と家庭生活の両立等）に直面するようになる。このような状況に対応するために、欧州を中心に提唱されるようになったのが社会的投資（戦略）である（宮本 2020；濱田 2020；居神 2020；濱田・金 2018；田中 2016；cf. Hemerijck 2017；Morel, Palier, Palme 2012）。

ここで社会的投資とは「貧困に陥った人に最低限の所得やサービスを保障するのではなく、リスクにさらされやすい人びとの「人的資本（human capital）」に投資を行い、教育と訓練をつうじて、新しい産業構造や社会状況に自ら適応できるよう支援する政策」であり、「社会的投資によって目指されるのは、何より「就労可能性（employability）」の向上」（田中 2016；11）とされる。

ただし、上記とは異なり、普遍的な所得保障を社会的投資の構成要素とする議論もある。例えば、Hemerijck（2017）は、社会的投資の相互依存的な3つの機能として、「ストック Stock」（人的資本への投資＝教育訓練による知識・技能の蓄積）、「フロー Flow」（積極的労働市場戦略による就労・転職の支援）、「バッファ Buffer」（就労から離れる期間・教育訓練を受ける期間の所得保障）をあげている（cf. 宮本 2020）。

いずれにせよ、社会的投資の基底には、人的資本の理論が据えられており、その意味で社会的投資を新自由主義の延長線上にあるとする指摘もある。例えば、Laruffa（2018）は、社会的投資が、①経済・福祉リフォームの脱政治化、②効率的な競争条件の整備や再商品化を主眼とした「競争国家」、③経済に貢献する限りで社会政策を正当化するという「社会的なもの」の経済化、④「自己の政治」（自立・生産性への焦点化、脆弱・相互依存的な自己の度外視）といった特徴を新自由主義と共有していると指摘する。

## 3. 大学等就学時に「なしうること」：自立助長による条件付け

本節では、生活保護世帯の高校生等が大学等就学に向けて何を「なしうるのか」を概説する。この点、従来の研究では、以下のことが指摘されていた。すなわち、生活保護世帯の高校生等が世帯分離後の学費等・生活費等を準備するために「なしうること」は、限定的かつ文脈依存的な方法に限られていると（三宅 2021；cf. 大野 2020）。紙幅に限りがあるため詳細は割愛するが、主としては、資産活用（保護費のやり繰りによる預貯金等）や収入認定除外（アルバイト収入の収入認定除外等）といった方法が挙げられる（表1参照）。ただし、これらの方法は、当人の置かれている文脈に依存しており、必ずしも常に採りうるものではない。例えば、大学等就学希望者の通学先高校でアルバイト就労が禁止されている場合、アルバイト収入の収入認定除外とそれによる積立ては実現不可能である。なお、

これらの「なしうること」の一部（表1の下線部）は、重層的に「自立助長」（世帯の経済的自立＝保護廃止、個人の保護脱却、就労自立）に資することを条件に認められている。

表1 大学等就学に向けて「なしうること」

	大学（夜間大学等除く）	短期大学	専修学校・各種学校 （技能修得費の対象外）
<b>世帯の認定</b>	・世帯分離【局1-5-(1),(2)】 *教育訓練施設含【問1-50-2】 ・少なくとも年1回の世帯分離要件の確認（要件を充たさない場合には世帯分離を解除）【課1-問8】	（問1-53）	【局1-5-(3)】
<b>資産の活用</b>	・保護費のやり繰りによる預貯金【課問3-18-1,2】【問3-25-3】*事前に必要となる経費（受験料及び入学料等）を準備する場合のみ *事前の承認を得ていない場合、不正な手段によらず就学に必要な経費であることを確認⇒収入認定除外【問3-25-2】 *学資保険の保有・活用【課3-問19,20】【問3-26~33】		
<b>最低生活費の認定</b>	・世帯分離に伴い保護費の給付対象外 ・一定期間の通学が困難な病気になった場合⇒世帯分離を解除して要否・程度判定【問1-56】 ・単身で出身世帯のない就学者が病気のため入院、医療費の支出が不可能な場合 ⇒通常の要否・程度判定により保護、休学等の手続きで授業料等負担を免れるよう指導【問1-57】 ・世帯分離就学期間に限り住宅扶助（世帯人員別住宅費）に認定対象【課7-52】【問7-96】*【課1-8】による世帯分離要件の確認が必要		
<b>収入の認定</b>	・恵与金で社会通念上収入することが適当でないもの⇒収入認定除外【次8-3-(3)-ア,エ】 ・他法・他施策による貸付金【次8-3-(3)-ウ】【局8-2-(3)-イ-(ウ)】 *高校生等（大学等就学希望者）と同一世帯の利用者が貸付金・恵与金を受け取る場合 ⇒授業料・生活費等に充てる最小限度の額を収入認定除外【課8-問40】 ・高校生等の就労収入に対する基礎控除、未成年者控除【局8-3-(1),(2)】【問8-69】 ・高校生等の就労収入の収入認定除外【次8-3-(3)-ク-(イ)】【課8-問58-2】*事前に必要となる経費（受験料及び入学料等）を準備する場合 ・大学等修学支援新制度の授業料等減免を受けて入学金の支払いが不要になった場合（一部が還付された場合含） ⇒就労収入の収入認定除外；保護費のやり繰りによる預貯金；入学金の還付 ⇒【課8-問58-2-2】の範囲内の使途・生活保護の趣旨目的に反しない限り（既に費消した場合を合）返還は不要【課8-問58-3】【問8-41-5】 *大学等卒業後の進学費用、転居費用、就学中の貸付金返還、就職活動費は対象外【問8-41-6】		
<b>他法・他施策の活用</b>	・①大学等における修学の支援に関する法律に基づく学資支給及び授業料等減免；②独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金、給付金； ③国の補助を受けて行われる就学金貸与事業であって②に準ずるもの（公益財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の教育支援資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの、母子父子寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸し付けによるもの等）；④地方公共団体が実施する就学資金貸与事業による貸与金、給付金であって②に準ずるもの（③に該当するものは除く）；⑤大学が実施する貸与金、給付金であって、保護の実施期間が適当と認められるもの【局1-5-(2)】【課1-問6】		
<b>その他</b>	・特定教育訓練施設に就学する場合に進学準備給付金の支給（生活保護法第55条-5,6）		

資料：『生活保護関係法令通知集 令和4年度版』；『生活保護手帳 別冊問答集 2022年度版』（いずれも中央法規）

注：【】＝『生活保護関係法令通知集』より；□＝『生活保護手帳 別冊問答集』より 次＝厚生事務次官通知（厚生省発社第123号）「生活保護法による保護の実施要領について」；局＝厚生省社会局長通知（社初第246号）「生活保護法による保護の実施要領について」；課＝厚生省社会局保護課長通知（社保第34号）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」

ただし、過去数年の間に生活保護世帯出身者を対象とした大学等「進学支援」が拡充されつつあり、限定的・文脈依存的な方法に加えて、より制度化された「なしうること」が活用可能となっている。具体的には、2018年の生活保護法の一部改正により、①大学等進学時の新生活立ち上げ費用としての進学準備給付金（自宅通学：10万円、自宅外通学：30万円）が創設され、②同年の通知改正により、世帯分離就学時の住宅扶助の減額停止（＝世帯分離就学者を住宅扶助上限額算定に組込む）措置がとられることとなっている。さらに、より広く教育政策においては、2020年に高等教育修学支援新制度が創設され、住民税非課税世帯等（生活保護世帯を含む）を対象に授業料等の減免と拡充された給付型奨学金の支給がなされるに至っている。

#### 4. 自立助長と「人材投資」の文脈に置かれた生活保護世帯の大学等就学

ところで、上記のような「進学支援」の拡充は、どのような文脈において求められ正当化されてきたのか。論点先取になるが、生活保護世帯出身者に対する大学等「進学支援」は、①生活保護制度における自立助長と、②教育政策における「人材投資」の促進とが交差する位置において展開されてきたと考えられる。

#### (1) 『骨太の方針 2017』から生活保護法の一部改正まで

まず、生活保護制度内における生活保護世帯出身者に対する大学等「進学支援」は、「人材投資」と関連付けられつつ、大学等就学が自立助長に資することを理由として拡充されてきている。2017年6月9日に閣議決定された『骨太の方針 2017』(内閣府 2017)では、①「働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現」の一環として「子どもの貧困対策(貧困の連鎖解消)」と「人材投資」の強化が切り結ばれている：

“世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、子供たちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができる社会を創る。また、誰もが生きがいを持ってその能力を存分に発揮できる一億総活躍社会を実現する。その際、教育が果たすべき役割は極めて大きい。”(9; 強調引用者)

また、同『骨太の方針 2017』では、社会保障関連の改革の取組みとして「生活保護世帯の子供の大学等への進学を含めた自立支援に、必要な財源を確保しつつ取り組む」(36)ことが明示され、大学等への「進学支援」＝「自立支援」として位置付けられている。

以上の『骨太の方針 2017』を受けて、厚生労働省・社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会(2017年5月～12月)では、生活保護世帯からの大学等「進学支援」をいかに行うかが議論・検討されている。その要点を整理するならば、①大学等就学の「最低生活保障への包摂不可能性」を理由として「世帯分離就学の維持」が必要であること、そのうえで、②「教育政策の拡充」(給付型奨学金の拡充等)、「側面的支援」(収入認定除外、住宅扶助の減額停止、一時金の支給)、「相談支援」(キャリア教育等)により「進学支援」を行うこと、以上である(三宅 2022b)。

上記の議論・提案を受けて、2018年には、生活保護法の一部改正(進学準備給付金の創設)、ならびに、通知改正(世帯分離就学時の住宅扶助減額停止)が行われている。なお、2022年の「社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の「中間まとめ」<sup>3)</sup>においても、「生活保護費を受給しながら大学等に就学することを最低生活保障の対象として認めることは困難」であること、同時に「本人の自立助長のための手段の一つとしての大学等への進学を支援する観点からは、本人の進学に向けた意欲等に早期から働きかけるための子育て世帯全体への支援が重要である」(22)ことが確認されている。

#### (2) 『骨太の方針 2018』から高等教育修学支援新制度創設まで

より広く教育政策においては、生活保護世帯を含む低所得世帯出身者に対する「人材投資」を強化することを意図し、高等教育修学支援新制度の創設がなされている。2018年6月15日に閣議決定された『骨太の方針 2018』(内閣府 2018)の「第2章-1. 人づくり革命の実現と拡大」では、「長寿社会」である日本において「人づくり革命」及び「人材投資」

が「重要な鍵」であるとされている。そして、この「人材投資」の宛先として「高等教育無償化」が明示されている：

(略) 真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、**大学などの高等教育無償化を実現する**。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないように、必要な支援を段階的に行う。(8-9; 強調引用者)

続く 2019 年に「大学等における修学の支援に関する法律」が制定され、2020 年度より高等教育修学支援新制度が実施されている。ただし、「大学等における修学の支援に関する法律」の第 1 条では、法目的として「社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する」ことに加えて、「我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与すること」が明記されている。この意味で、高等教育修学支援新制度は、必ずしも純粋な「人材投資」のみを意図したものではないと考えられる。

## 5. おわりに

以上、本稿で確認してきた通り、従来、生活保護世帯出身者が大学等就学に向けて「なしうること」は、限定的・文脈依存的な方法に限られていた。この点を鑑みれば、近年、生活保護世帯出身者を対象とする「進学支援」が展開され、制度化された資源（進学準備給付金、高等教育修学支援新制度等）が確立されてきたことの意義は大きい。

しかしながら他方で、大学等就学者の世帯分離を前提としていること、つまり大学等就学者を最低生活保障の対象から排除していることには変わりはない。そして、筆者は、この点に問題が残されていると考えている。確かに、現状、世帯分離（又は転出）をした生活保護世帯出身者は、就学期間中の定常的な現金給付として給付型奨学金を利用することが可能だが、その給付水準は最低生活を保障しうる水準にはない<sup>4)</sup>。つまり、生活保護世帯出身の大学等就学（希望）者にとって、過去～現在時制の最低生活保障と、不確実性を伴う未来時制における「自立」助長とがトレードオフ関係に置かれてしまっている。

したがって、生活保護世帯出身者に対する「進学支援」は、かれらの過去～現在時制における最低生活保障を否定しつつ、あくまでも将来的な「自立」を促すための「自立支援」として、かつ、「人づくり革命」や「人材投資」（さらに言えば、少子化対策）として位置づけられた高等教育修学支援と絡み合いながら——いずれも、未来時制での可能性＝見返り（自立、人材の養成等）を主眼としており、「人的資本」への投資という意味合いが強い——展開していると言えよう。

そうであるとすれば、現在展開されつつある生活保護世帯出身者を対象とした「進学支援」／「人材投資」では、Hemerijck (2017) のいう「バッファ buffer」としての所得保障が不十分なままに、「ストック stock」形成＝「人的資本への投資」のみが先行している状況にあると理解できる。つまり、現状の「進学支援」／「人材投資」は、社会的投資としてさえも不十分であり、限りなく新自由主義的な政策に接近している。

最後に補足すると、以上のような「進学支援」／「人材投資」でさえ地理的に不均一に展開している可能性が考えられる。本稿で概説した「なしうること」は、あくまでも生活保護法、ならびに、その運用方針を定めた通知（厚生労働省発の「保護の実施要領」）により規定されている。しかしながら、これらの法規定は、必ずしもその規定通りに運用されていない可能性がある。例えば、過去の研究では、①福祉事務所の現業員（ケースワーカー）、保護者（親）、子ども（大学等就学希望者）という3者の中で十分な情報共有がなされていなかったこと、②それにより、本来、実行しえた大学等就学に向けての資金調達が十分に実現されていなかったこと、以上が明らかにされている（三宅 2021）。さらに言えば、実施機関（都道府県、市区町村）の間でも制度運用に差の生じる可能性が考えられる。この点は、本稿の冒頭で言及した生活保護世帯における大学等進学率の都道府県間格差の生じる原因と合わせて明らかにしていく必要があるだろう。

\*本研究は、JSPS : 20823230 の成果の一部である。

## 注

- 1)内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況の公表」（平成 27 年度版、令和 3 年度版に）（2023/1/4 取得, <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/index.html>）による。ここで大学等は、大学・短大・専修学校・各種学校を指す。
- 2)生活保護情報ネットワーク（2022）によれば、生活保護世帯の大学等進学率が、40%を超える地域（大阪府、東京都等）がある一方で、20%を下回る地域（長野県、高知県等）がある。生活保護世帯に限らず大学等進学率の地域格差は指摘されているものの（朴澤 2016）、一般世帯とその傾向が異なる点には留意が必要である。
- 3)社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会（2022）の「4. 子どもの貧困への対応」「(4) 大学等への進学の支援」を参照。
- 4)日本学生支援機構の給付型奨学金では、学校の設置者（国公立／私立）、学校種（大学／短大／高等専門学校／専門学校）、居住形態（自宅／自宅外）に応じて給付額が異なる。例えば、大学に関して見ると、最低額の月額 29,200 円（国公立。自宅）～最高額の 75,800 円（私立・自宅外）まで幅がある。このうち最高額の月額 75,800 円は、1 給地・1・20 代・単身者の生活扶助額に近似しているが、ここには医療費、住宅費、さらには、学用品・通学費等は含まれていない。

## 参考文献

- 濱田江里子, 2020, 「知識基盤型経済における社会保障——社会的投資国家の可能性」『思想』1156: 150–166.
- 濱田江里子・金成垣, 2018, 「社会的投資戦略の総合評価」三浦まり(編), 『社会への投資 : <個人>を支える<つながり>を築く』, 岩波書店, 3-30.
- Hemerijck, A., 2017, “Social Investment and Its Critics”, Hemerijck, A. ed., *The Uses of Social Investment*, Oxford University Press, 3-39.
- 朴澤泰男, 2016, 『高等教育機会の地域格差——地方における高校生の大学進学行動』, 東信堂.



## 地域における生活支援と潜在的な支援ニーズの掘り起こし

高寄 浩平

### 1. はじめに

本稿では、2022 年 12 月 10 日に愛知県立大学サテライトキャンパスで行われた、2022 年度第 3 回研究例会における 2 本の報告を振り返り、筆者なりの視点で論点を整理してみたい。第 1 報告は一般社団法人つなぐ子ども未来の安藤綾乃氏による「地域の居場所づくりと食料支援—子ども食堂活動からの展開—」（以下、安藤報告）、第 2 報告はお茶の水女子大学の三宅雄大氏による「社会的投資との交差点：生活保護制度における大学等就学」（以下、三宅報告）であった。いずれも非会員による報告であり、かつ子ども食堂を展開する活動の現場からの報告と、生活保護の制度をめぐる報告という非常に議論の射程の広い研究例会となった。

### 2. 安藤報告の概要

安藤報告は、子ども食堂を運営する報告者自身の経験から、地域の居場所づくりや生活困難を抱える家庭への支援活動について様々な議論を提起するものであった。

まず重要であると考えられるのは、子ども食堂の常設化による支援ニーズのキャッチ機能である。安藤氏は、月に一度の巡回型の子ども食堂を行うなかで、家庭内のトラブルや不登校などの問題を抱える子どもの参加者と触れる機会が多くなり、第三の居場所としての常設の子ども食堂が必要だと感じたという。そこで、2020 年 2 月に古い居酒屋を改装した「つなぐハウス」という常設の子ども食堂の設立に至る。「つなぐハウス」は「ありのままにいられる、誰もが取り残されない地域社会の実現」をモットーとして、子どもだけでなく地域の方も利用する多世代の地域食堂になっており、地域のお年寄りとの交流の場にもなっている。行政や教育機関、スクールソーシャルワーカーとのつながりが生まれるなかで、生活困難感が強い家庭への食料提供の依頼を受ける頻度が上がった。またコロナ禍における子ども食堂に代わる食料支援としてフードパントリーが頻繁に行われるようになり、ひとり親世帯には子育て応援弁当としてお弁当を配達するアウトリーチ支援を行っていくようになった。お弁当の配達によって、家庭の状況や子どもの様子の安否確認ができることから、個別支援、包括支援へとつながることも多く、公的機関や福祉機関との連携が広がっていった。報告のなかでは、日常的な関わりのなかからより個別的な支援へと繋がった事例が 3 例紹介された。それらは、食を介した支援を入口として、玄関の扉を開け話をしてくれる関係性を構築し、様々な生活困難状況の悩みや当事者の希望を聞き取ることで、就労支援や社会福祉協議会への紹介、法的手続きの支援など、多岐にわたる支援へとつながっているものである。

つづいて、生活困難を抱える家庭に対しての食料支援「みんなのれいぞうこ」の活動についても紹介された。この活動は、生活困難感を抱える家庭に対する「公共冷蔵庫」の取



り組みであり、登録した利用者が24時間いつでも都合の良い時間に非対面で食品を受け取ることができる仕組みとなっている。対面のフードパントリーの活動のなかで、仕事などで時間内に取りに行くことの難しさや、子ども食堂に行くことへの抵抗感などの声を聞くことで生まれた活動である。子ども食堂や居場所の取り組みとは異なる完全非対面の活動であり、支援を受けることの物理的・心理的ハードルを下げ、SOSを出しやすくすることを目的としている。また報告後のフロアとの議論のなかでは、この非対面の食料支援活動は対面でのフォローが可能であることを前提として成立している活動であるということが述べられている。非対面だからこそSOSを出す敷居を下げる機能があり、「エリアを限定しない支援」としての可能性を持つものでもあるが、一方で、その支援ができるのは、いざとなったら対面で個の支援ができる状況にあるからだという。このように、「みんなのれいぞうこ」は非対面のメリットを生かした活動であるが、対面と非対面の活動を一体として捉えるべきであることが示唆された。

最後に、子ども食堂の政策のなかでの位置づけについても触れておきたい。政策のなかで子ども食堂を貧困対策の施策として位置づけられつつあることに対して、「貧困の子どもが来る場所」というイメージを固定化してしまうことや、子ども食堂に寄せられる大きな政策的期待に応えるための成果が求められることへの危惧が述べられた。安藤氏らの活動は、行政から委託を受けることにとらわれないことで、独自の横断的で柔軟な活動が可能になっており、それが居場所の質の担保につながっているのだという。

### 3. 三宅報告の概要

三宅報告は、生活保護制度下における大学等就学について整理を行ったうえで、大学等就学に向けた「進学支援」について社会的投資の概念を導入しながら検討するものであった。

まず、生活保護制度における学校教育の取扱いが整理された（三宅 2021）。生活保護法第4条に定められる「補足性の原理」によって、生活保護制度の利用にあたっては本人の（稼得）能力を最大限に活用することが求められるため、義務教育を超える学校就学については原則認められていない。そのため、生活保護世帯出身者の大学等就学には、世帯分離を行い、就学者本人の保護廃止が必要となっている。生活保護世帯の大学等進学率は2021年には39.9%であり、上昇傾向にあるものの7割超である一般世帯と比較すると大きな差が生まれている。なお、都道府県間でも生活保護世帯の大学等進学率に大きな差が存在している。

以上のような状況がありつつ、他方では、2018年度以降、生活保護世帯出身者に対する大学等への「進学支援」が展開されている。ここで「生活保護世帯からの大学等就学を支援することに問題はないのか」という問いが設定される。一見すると当事者、あるいは社会にとって良いものと考えられそうな進学支援であるが、そこには留意すべき点はないのかという問いが投げかけられるのである。

この問いを考えていくにあたって、三宅報告は生活保護制度が持つ2つの目的とその「時制のズレ」に着目する。生活保護制度には最低生活保障（社会保障）と自立助長（社会福祉）という2つの目的が入っているとされる。最低生活保障は「現在」に照準されている一方で、自立助長は常に未来に照準している。これが2つの目的間の時制のズレだと指摘

されている。くわえて、社会的投資という概念が導入される。社会的投資は、ライフコースの非典型化や雇用の不安定化などを背景とした「新しい社会的リスク」への対応のために提唱されるもので、人的資本への投資によって新しい社会的リスクに対応しようとするものである。社会的投資は人的資本の理論を基底にしていることや、社会的なものを経済に従属させるという傾向から、新自由主義の延長線上にあるとも指摘される。

これらを踏まえて、改めて生活保護制度における大学等就学について検討がなされる。まず、大学等就学時に「なしうること」は非常に限定的であることが指摘される。そのうえで、2018年度以降、制度化された「進学支援」の拡充が行われるが、この進学支援の拡充は、「人材投資」としての高等教育等無償化と、「自立助長」としての大学等就学という文脈にあるものであるということが指摘される。このように、自立助長と人材投資の交差点としての生活保護世帯出身者に対する大学等進学支援の拡充が行われる一方で、あくまで大学等進学は最低生活保障からは排除されている。これは生活保障を度外視した自立助長・人材投資であることを三宅氏は指摘する。このように、大学等就学者が生活保護を利用できない状態で「進学支援」が進められていく状況に対して、「生活保障なき社会的投資」として問題を含んでいることが示された。

#### 4. 潜在的な支援ニーズの掘り起こしと政策との関わり

今期の研究委員会で取り組むテーマの方向性を示した清水洋行（2022）では、モビリティ論をベースとしながら、移動・流動のなかの生活困難や社会的排除が生み出される構造を捉える視点が示されている。そこでの研究の柱として、生活困難な状況に置かれている当事者と支援者というミクロな動きを捉えることにくわえ、そこに関連する移動にかかわるシステムの動きを捉えること、さらにそれらの動きをマクロな社会構造・変動に位置づけることが提示されている。今回の例会における2報告もそのような狙いから企画されたものであろう。その視点を踏まえて、ここでは今回の2つの報告から得られた論点をいくつか指摘しておきたい。

まず、安藤報告で紹介されたような、日ごろからの関係性づくりから潜在化した支援ニーズを掘り起こすことの重要性が高まっていることを指摘したい。個人化や流動化が進み、地縁や血縁のつながりが希薄化した地域社会では互いの生活状況が見えなくなっており、生活課題の不可視化の状況が進んでいると考えられる。そのようななかでは、潜在化している支援ニーズを掘り起こし、それを支援活動へとつなげていくことが重要となるだろう。そのような活動を行うためには、当事者との日頃からの関係性づくりが生命線になるはずだ。一方で、安藤報告のなかでは、子ども食堂が貧困対策に位置づけられていくことによって、貧困層の子どもが来る場所というイメージが固定化されてしまい、誰でも気軽に来られる居場所ではなくなってしまう危惧が語られていた。「ひきこもり」支援における居場所づくりについて検討している石川良子（2021）は、社会復帰、つまり就労というゴールに向けた通過点として居場所を位置づけてしまうことにより、居場所はいつか出ていかななくてはいけないところとなり、当事者が安らぐことのできる〈居場所〉を奪ってしまうことにつながる可能性を指摘する。これは三宅報告の自立助長の問題点ともつながる点ではあるが、居場所が果たしうる役割や機能を検討したうえで、居場所づくりをどのように位置づけるかが重要になるのではないだろうか。

また、2つの報告の共通の論点として、政策との関わりが挙げられる。三宅報告のフロアとの議論のなかでは、「役に立つから推進する」という目的論的なロジックは新自由主義との共振という問題をはらんでいる一方で、それが財源の獲得や制度の拡充のための方便として用いられるようなケースも存在しており、これをどこまで認めることができるかという議論が行われた。対して安藤報告では、行政から委託を受けることにとらわれないことで、独自の横断的で柔軟な活動が可能になっており、それが居場所の質の担保につながっていることが述べられている。子育て支援よりも制度化が進む高齢者介護政策に目を転じてみると、山根純佳（2023）は、介護保険制度によって介護サービスがケアプランで決められた内容の遂行に切り詰められることで、「相互行為を通して、状態や変化を観察しながらどのようなケアを提供するかを考え、その場で応えられないニーズについては資源を調整し他のサービスにつないでいく、といった『関係的なケア』は困難になっていく」（山根 2023: 38）ことを指摘する。多様化する家庭環境のなかで、地域での子ども支援を構想するうえでは、この「関係的なケア」ができる体制を守ることが必要なのではないだろうか。

最後に、移動・流動のなかでの地域の居場所を考えるうえでは、複数の依存先・頼り先を作るという点も重要な論点となる。三宅報告ではケースワーカーとの情報共有や関わりの不十分さ、あるいはケースワーカーの理解の不足によって、情報が十分に提供されていない事例が示された。また、ケースワーカーへの相談はハードルが高く、ケースワーカーが子どもに直接関わることの問題点についても指摘された。ここから、地域社会において情報の媒介者になる主体についての議論が行われ、複数の情報の依存先や頼り先があることの重要性が述べられた。このように当事者が支援の選択肢を持つことができるようなコミュニティの形として、桜井政成（2020）は、助け合うコミュニティが重なり合う「パッチワーク型」の支援が重要になると述べる。また、居場所の質も対象や目的によって様々なものがあり得る。たとえば大井慈郎（2021）は、高齢者の閉じこもり支援の場として「つながりづくりを目的としない」場の有効性を示す。このように多様な地域の居場所や集いの場が、どのような人たちにとってどのような価値をもたらしているかを明らかにすることも地域社会学のなすべきことの一つといえるのではないだろうか。

## 文献

- 石川良子，2021，『「ひきこもり」から考える——〈聴く〉から始める支援論』筑摩書房。
- 三宅雄大，2021，『「縮減」される「就学機会」——生活保護制度と大学等就学』生活書院。
- 大井慈郎，2021，「地域づくりと閉じこもり防止の隙間——岩手県盛岡市 X 地区における『つながりづくりをしない』高齢者支援を事例に」『社会学年報』50: 45-55。
- 桜井政成，2020，『コミュニティの幸福論——助け合うことの社会学』明石書店。
- 清水洋行，2022，「流動化する社会における生活困難と地域社会——今期研究委員会での検討をふまえて」『地域社会学会ジャーナル』8: 4-10。
- 山根純佳，2023，「新自由主義とケア労働」『大原社会問題研究所雑誌』771: 29-43。

## 生活困窮者支援をめぐる課題 ——食支援団体と生活保護制度に着目して——

堀部 三幸

### はじめに

2022 年 12 月 10 日に第 3 回研究例会が愛知県立大学サテライトキャンパスにてハイフレックス方式で開催された。本研究例会の目的は、2023 年 5 月開催予定の大会シンポジウムのテーマにも関連して「生活困難層の抱える課題」の議論を深めることである。報告者は学会非会員で、1 名は市民団体の代表理事、もう 1 名は生活保護制度などの研究者である。

第 1 報告では食を用いた市民団体の活動実態と支援現場から浮かび上がった課題が紹介され、第 2 報告では大学進学に着目した生活保護制度の問題点が示された。本論文では、両報告と質疑応答の内容を整理した後、それらを踏まえて考察を行う。

### 第 1 報告 市民団体による食支援の可能性と支援現場から浮かび上がった課題

名古屋市内の一般社団法人つなぐ子ども未来の代表理事の安藤綾乃氏による「地域の居場所づくりと食支援：子ども食堂活動からの展開」では、4 つの取り組み①第 3 の居場所提供と個人・包括支援、②食を用いた事業、③子どもを中心とした事業、④中間支援事業が紹介された。

安藤氏は 2017 年に子ども食堂を立ち上げた。活動場所が見つからないなどの多くの困難を抱えながら、今ではフリースペース「つなぐハウス」で多様な支援を行う。福祉機関、他の食支援団体、地域の人々と連携し包括的な取り組みをしている。福祉制度を利用できない人々のための支援を目指し、個人支援とアウトリーチに力を入れている。活動資金は個人からの寄付金が多くを占める。

着目すべき取り組みは常設型の子ども食堂を運営していることだ。月に 1～2 回開催の子ども食堂が多いなか、新型コロナウイルス拡大を受け 2020 年 2 月からは常設型へと切り替えた。子どもと触れ合う機会を増やし、子どもの抱える家庭内外の問題を見逃すリスクを減らそうとしている。2021 年度は、居場所としての利用者が約 3,700 名、弁当配布数は 3,264 食に上り、計約 1 万 100 名が「つなぐハウス」を利用したことになる。コロナ禍で家庭環境がさらに悪化し、これまで以上に支援の必要性が増している。

子ども食堂という対面支援に続き、非対面の食支援「みんなのれいぞうこ」が紹介された。「みんなのれいぞうこ」は 2022 年 7 月から名古屋市内 3 区域の社会福祉協議会などの屋外に設置されている。駅構内のロッカーのようにも見える公共冷蔵庫だ。利用者は都合に合わせて 24 時間非対面で冷蔵庫から食品を取り出せ、対面型の支援に抵抗がある人でも利用しやすい。利用の申請などは全てオンライン上で行われる。「みんなのれいぞうこ」を通じて、食品ロスの削減、地域の支え合いリレー、SOS を出せる社会を志向している。

冷蔵庫に入る食料はほぼ全てが余剰食品で、提供元はフードバンクや近隣の総菜屋などだ。「つなぐハウス」全体で月に1トン以上を取り扱う。2022年11月末時点で配布頻度は週2回、利用者は227人でその人数は増加している。利用者の居住地は名古屋市全域に広がるが、市外在住の利用者も多い。

「みんなのれいぞうこ」を通じた支援の中で印象的なのは、利用申請者の一人ひとりを、スタッフがオンライン上で選定する点である。また、賞味期限が短い食品を用いているため、利用者が食品を取りにこない場合は24時間以内に回収する規則を設けており、時間との勝負というスピード感とスタッフへの大きな負担が垣間見られた。

以上のような居場所機能と共食という対面支援、及び「みんなのれいぞうこ」という非対面支援が紹介されていたが、その一方で国の施策をめぐる懸念も示されていた。たとえば、国は2014年に「子供の貧困対策の推進に関する大綱」で子ども食堂を貧困世帯向けの対策として掲げる一方で、都道府県・市町村では努力義務としてそれが位置付けられている点、そして、国から子ども食堂が貧困対策として捉えられている点である。

質疑応答を3つ紹介する。1つ目は、利用者から、「みんなのれいぞうこ」を利用する場面を周囲から見られることに抵抗があるという声は出ていないかという質問である。安藤氏は、むしろ食料を獲得できることに満足している声が多いと回答した。

2つ目は、「つなぐハウス」が要保護児童対策地域協議会に入れない理由を問う質問である。安藤氏によれば、他県や市外では子ども食堂を支持し、補助金を積極的に提供している場合も少なくない。しかし、名古屋市の場合、子ども食堂を民生委員と同じ地域支援の枠で捉え、民生委員だけで支援は十分だろうと認識している。

3つ目は、国が貧困対策として子ども食堂を捉えている点である。安藤氏は行政をめぐる懸念として以下のように答えた。つながりの欠如といった貧困問題以外にも多くの課題があるにもかかわらず、国は経済的な困窮のみに焦点を当てて子ども食堂を位置付けている。また、貧困問題が簡単に解消するはずもないが、重要な課題を市民団体に任せて本当に良いのかという懸念があると安藤氏は述べた。

## 第2報告 大学進学をめぐる生活保護制度の課題

お茶の水女子大学教員で社会政策・社会保障を専攻する三宅雄大氏による「社会的投資との交差点：生活保護制度における大学等就学」では、生活保護世帯の大学進学をめぐる問題が中心に取り上げられた。

三宅氏によると、現行の生活保護制度では、義務教育を受けた者は高校・大学への進学ではなく労働による自立が求められる。ただし、大学進学者が世帯分離、つまり、生活保護制度から除外されるという条件を満たせば大学進学が認められることになっている。貧困世帯の子どもの大学進学率は4割を下回り、全世帯の大学進学率7割以上と比べると低い水準である。三宅氏によれば、世帯分離という厳格な条件が低水準となる理由の1つだ。

以上のような問題関心を踏まえた上で、三宅氏は、2018年以降、生活保護世帯の大学進学者のための支援は広がりつつあるが、支援が本質的に機能しているかは検討の余地があると主張する。そこで「生活保護世帯からの大学等就学を支援することに問題はないのか」という問いを立て、2つの分析視角を設定した。

1つ目は、生活保護制度の2つの柱である最低生活保障と自立助長の両目的が照準する

時制のズレの問題である。前者の最低生活保障の達成は現在に照準している。すなわち、最低生活が現時点で達成できているかが判断され、できていない場合は支援や制度設計に問題があると見なす。後者の自立助長は、自立して将来何かを達成することを目的としている。だが、たとえ同制度の利用中に何かを達成したとしても、自立していない主体として措定され続ける。つまり、未来に照準を合わせた自立助長は、制度の外側で達成されることが求められるということだ。以上のように、達成する時制が異なる最低生活保障と自立助長という2つの目的が同制度に含まれるという問題がある。

2つ目は、社会的投資と新自由主義をめぐる問題である。20世紀の福祉国家が前提としていたのは男性稼ぎ主モデルで、稼ぎ手の男性が何らかの理由で働けなくなった場合に所得を補償していた。この古い社会的リスクに対応するために生まれたのが社会保険をベースとした、いわゆる福祉国家だ。しかし、物質的資本主義から知識基盤型経済へと移り変わることで、家族形態や働き方などが変容し、新しい社会的リスクが生じた。現在、それに対応するために社会的投資の導入が期待されている。社会的投資とは、個人に人的資本投資をして、変容する社会に適用できるようにするための戦略のことで、結果的に経済成長につながると考えられている。何かが生じてから対応するのではなく、何かが起こる前に個人に投資をして準備しておくということだ。

ただし、三宅氏によると、社会的投資が新しい時代の最適な戦略とするのは早計である。なぜなら、社会的投資は就労支援を柱とするためだ。北欧モデルでは、社会的投資に3つの機能を求めている。第1機能 Stock では人的資本投資、第2機能 Flow では就労・転職支援、第3機能 Buffer では就労から離れる期間や教育訓練を受ける期間の所得保障を求める。本報告では、後の議論に関連する第3機能、つまり、労働市場へ送り込むことだけではなく、なんらかの理由で労働市場から出る場合や教育を受ける期間も所得保障をするという機能が重要となる。

分析視角2つ目に含まれる新自由主義について、三宅氏は以下のように述べた。1970年頃以降の新自由主義パラダイムでは、福祉サービスの費用が削減され自助が求められた。新自由主義に関する議論は2つに分かれ、一方では社会的投資は新自由主義から離脱している、もう一方では社会的投資は新自由主義の延長線上にあるという議論である。延長線上にあるというのは、社会的・政治的なものよりも経済を優先させる傾向があり、社会的投資戦略は新自由主義から脱してはおらず、両者は類似していることを意味する。

この類似点を踏まえた上で、三宅氏は「生活保護世帯からの大学等就学を支援することに問題はないのか」という問いに戻り、生活保護世帯から大学進学するためにどのような支援ができるかについての検討を試みた。結論から言えば、現状ではサポートが非常に限定されており、資金準備が不十分であるということだ。

結論までの検討過程は以下の通りである。世帯分離という条件下において、受け取った生活扶助費といった貯金は認められている。また、生活福祉資金の貸付金、教育ローン、大学進学を目的とした高校生のアルバイト収入の積み立てなどは収入認定除外とされ生活保護費が減額されることはない。だが、通学している高校がアルバイトを禁止するなどのケースがあり進学準備の妨げとなる。さらに、厚生労働省の資金準備を規定する通知文には、自立助長に資するならば積み立てなどの資金準備が認められるという記述があり、自立という条件が課されている。すなわち、進学希望者は制度内外で進学を阻まれていると

いうことになる。三宅氏によれば、2018年度以降手続きを踏むのであれば、資金準備を可能にさせる側面的な支援が実施されるようになってはいるが、この支援においても自立を前提とした大学進学が意図されている。

三宅氏は報告の終盤で、先述の「生活保護世帯からの大学等就学を支援することに問題はないのか」という問いに対し、支援は極めて限定的で不十分であると改めて結論付けた。なぜなら、最低生活保障の対象として大学進学は含めないが、自立助長的手段なら進学支援をするからだ。これは北欧モデル第3機能 Buffer を度外視しており、生活保護世帯から離脱させて自立助長や人材投資をしようという路線になっている。生活保護世帯の大学進学は望めない、換言すると、大学生は生活保護制度を利用できないということになる。つまり、生活保障なき社会的投資が展開され、これでは新自由主義的政策展開と同等であり、社会的投資にはなっていないと三宅氏は主張し報告を終えた。

質疑応答を3つ紹介する。1つ目は、Buffer を含むのであれば生活保護制度の時制のズレの問題はなくなるのかという質問だ。三宅氏は以下のように返答した。前述の通り同制度には2つの目的が含まれ、どちらに重点を置くかというねじれが生じる。仮に Buffer を制度の中にも含めるならば、制度の中で大学進学を認めることになる。あるいは、仮に生活保障を改善するのであれば、生活保護制度で生活保障をする必要はない。三宅氏は、岩田正美（2021）を参考にし、同制度は複雑な仕組みで限定的な給付しかできず、自立助長と最低生活保障が混在しているため個別のニーズに合わせた社会保障給付にするべきである、すなわち、Buffer を含む保障があるならば生活保護制度に含める必要はない、生活保障に他の保障が付随するならば生活保護制度を全否定することもないと述べた。

2つ目は、1970年以降、世帯内就学が原則容認されているにもかかわらず、なぜ法改正がなされないのかという質問である。三宅氏は、2005年の社保審の関係者の話によれば、法改正をすると通らないため通知で通すしかないと回答した。ただし、その話を耳にしたのは、子どもの貧困対策法、年越し派遣村、ワーキングプアといった相対的貧困が日本で着目される以前で、法改正案は反感を受ける可能性があった。しかし、現在ならば少なくとも高校進学を教育扶助の対象とするのは可能かもしれない。ただし、法改正で争論になるよりは、通知の方が通りやすいだろうと述べた。

3つ目は、最低限度の生活とは何か、特に大学進学への教育保障が厳格過ぎるのではないかという質問だ。三宅氏は以下のように回答した。同制度を利用していない家庭の中には高校進学をせずに就職をする者もいるにもかかわらず、最低限度の生活として同制度を利用する世帯の大学進学を保障すれば、前者は最低限度の生活を下回っていることになる。また、厚労省は、同制度を利用しない貧困世帯と公平性が保たれないことを理由として挙げていると述べた。さらに、最低限度の生活の定義に関する質問に対して、同制度の基準を研究する岩永理恵を参考に、これまで理論的な根拠もなく格差をなくすといった曖昧な表現を用いてきていることを踏まえると、最低限度の教育保障も十分な議論がされてきていないだろうと三宅氏は回答した。

### 考察 生活困窮者支援をめぐる課題

本研究例会において、生活困難層を市民団体がいかに支援しているのかというミクロレベル、そして、生活困難層を支える福祉制度というマクロレベルで生じている課題の報告

から、2023年5月開催予定の大会シンポジウムのテーマにも関連して「生活困難層の抱える課題」に向けて準備をすることができた。以降では、報告から得た問題関心や知見をもとに、生活困窮者支援をめぐる課題について考察する。

生活保護制度と大学進学について報告した三宅氏から示唆されたのは、現状の福祉体制が労働による自立を柱としていることである。報告の中で、将来的に自立を見込める大学進学者の積み立ては許されるとあった。つまり、少なくとも勤労が予期されている者への、かつ、条件を満たす者だけの極めて限定的な福祉サービスに留まっている。同制度に加えて生活困窮者自立支援制度が挙げられていたが、この制度でも自立が志向されている。

これまで長い間、日本では勤労の思想が根付いてきた。特に日本国憲法の第27条「勤労の義務」や勤労の義務と生存権が同時に記された第25条が思想の柱となってきたと考えられる。このように勤労の義務と生存権が一体の日本は「勤労国家」とも呼ばれる（井手 2017: 42）。日本では働ける者だけの厚い福祉が制度や社会の基盤にあり続けている。

日本と異なる社会背景を有するが、食支援団体の登場や浸透が早い欧米では、福祉体制の欠陥と食支援団体の台頭をめぐる議論が展開している。20年以上に渡り食支援団体について研究するGraham Riches (2002; 2021)を筆頭に、社会政策を専門とする多くの学者が、その台頭の大きな要因として福祉国家の脆弱化や緊縮財政を挙げている(Lambie-Mumford and Silvasti eds. 2021)。Richesらの見解を参考にすると、近年の日本における食支援団体、とりわけ子ども食堂の急増の要因も日本の社会政策に関係があると考えられる。

安藤氏の報告では、支援対象者の居住地を限定せず個人を尊重した支援、つまり、量・質共に満たそうとする支援内容、及び常設型の子ども食堂や居場所づくりを通じた対面支援や公共冷蔵庫を用いた非対面支援の可能性が示されていた。そして、3件の困窮世帯への支援事例では、地域住民や他の支援団体との連携による包括的な支援が紹介されていた。いずれも食を通じた市民による支援の大きな可能性を示している。

しかし、その反面、利用者数や食品の取扱量の増加、行政から依頼を受けての支援、子どもの貧困対策に関する法律をめぐる懸念も同時に浮かび上がり、必要に迫られた支援でもあると評者には印象づけられた。たとえば、安藤氏の報告にもあったように、2014年策定の「子供の貧困対策の推進に関する大綱」では、貧困対策として子ども食堂が掲げられ、国から都道府県・市町村に対して子ども食堂への支援が求められている。ただし、その要請は努力義務とされているため、都道府県・市町村の指針次第で子ども食堂が周縁的に扱われる。その結果、行政による市民団体への支援で地域的な格差が生じる可能性が出てくる。実際に、安藤氏の子ども食堂は、市から十分な支援を受けられずにいる。さらに、要保護児童対策地域協議会への参加が認められず周縁的な対応を受けている。同じような状況下に置かれる子ども食堂は、国の大きな期待を背負いつつ、都道府県・市町村から周縁的に対応されながら支援を続けている。

先述の困窮者世帯への3件の支援事例の中に、生活が困窮していても社会福祉協議会から給付金を受けられないケースがあった。この世帯への支援には、子どもの保護、その母親のメンタルケアと体調確認、入院前から退院後の支援など、食支援以上のものが含まれていた。どの支援内容も多大な時間と労力を要するし、もはや子ども食堂の範疇を超えている。また、行政から依頼されて支援が開始したことも含めれば、誰かを支援するという



ボランティアの理念は達成されているとしても、行政が市民団体に市民の支援を要請していることになる。つまり、都道府県・市町村から周縁的に扱われていても、その要請に答えているということだ。だが、むしろ市民団体は行政の要請に従うというよりは、困窮層を見過ごすことができないという現状から突き動かされているのではないだろうか。

本稿筆者は約 20 件の食支援団体で調査を行っているが、余暇としてのボランティアが、責務によるボランティアへと変容しつつあると分析している（堀部 印刷中）。たとえば、子ども食堂の運営者が必要に迫られて活動を辞めることができないという発言、支援世帯数の増加をめぐる疲弊を懸念するボランティアが憤怒する場面などがある。

以上のような支援実態の報告から社会政策の 1 つである「子供の貧困対策の推進に関する大綱」は、都道府県・市町村を通じて市民団体に対して格差ある支援体制を有する一方で貧困対策を市民団体に要請しているという課題が明らかになった。そして、現状の生活保護制度が勤労による自立を前提とした限定的な社会政策であるということが確認された。

2 つの社会政策は共通して、普遍的な要素が欠落し限定的で格差ある国の支援となっている。以後さらなる検討を要するが、生活が困窮する原因は非常に多様である。両報告で紹介されていたように、心身の問題、高齢、障がい、予期せぬ家族形態の変化、失業といった数多くの要因がある。勤労による自立を前提にすることさえできないケースも少なくないだろう。以上、自立を強制する、また普遍的でない社会政策から零れ落ちた人々が、現場で活動する市民団体にとって看過できない質量に達したのが現状であると把握できる。課題を最前線で受け止める市民団体も限界に達しつつあるとも見える状況を踏まえ、社会政策と福祉国家に対してどのようにアクチュアルな課題整理と問題提起ができるのか本稿筆者自身も問われていると感じた。

## 参考文献

堀部三幸, 2023, 「市民による食支援で形成される贈与関係——日本型福祉レジームを検討するための分析課題の提示」『上智大学社会学論集』(47)(印刷中).

井手英策, 2017, 『財政から読みとく日本社会——君たちの未来のために』岩波書店.

岩田正美, 2021, 『生活保護解体論——セーフティネットを編みなおす』岩波書店.

Lambie-Mumford, Hannah and Tiina Silvasti eds., 2021, *The Rise of Food Charity in Europe*, Bristol: Policy Press.

Riches, Graham, 2002, Food Banks and Food Security: Welfare Reform, Human Rights and Social Policy. Lessons from Canada?, *SOCIAL POLICY & ADMINISTRATION*, 36(6): 649-63, (Retrieved December 3, 2022, [https://historyofsocialwork.org/1967\\_food\\_banks/2002%20Riches%20food%20banks.pdf](https://historyofsocialwork.org/1967_food_banks/2002%20Riches%20food%20banks.pdf)).

——, 2021, Foreword, *The Rise of Food Charity in Europe*, Bristol: Policy Press, xi-xviii.

## 英語圏のジャーナルで出版すること

### 私の三つのフェーズから

林 真人

#### 1. テーマの再設定

与えられたテーマは、地域社会学会員が英語圏のジャーナルに論文を投稿し査読を通過させるうえで有益な知識を、私自身の経験を踏まえ読者に伝えることである。

ただし英語論文の査読過程を「成功」に導くことのできる作法を、高度に一般化可能な「技術」として提供することは、私にはやや難しい。そのような作法は、無数の英語論文を主要ジャーナルで出版してきた「もっとも引用される研究者」や、投稿論文のアクセプト/リジェクトを支配するジャーナルのエディターによって、「信頼性」のあるものとして書かれるべきだからである。

他方、そもそも英語論文を主要ジャーナルで出版するための確実な技術やガイダンスが、私（たち）にとって容易に実践可能なものとして存在しうるなら、この四半世紀の間、すでに誰かに書かれているのではないかという疑問も湧く。人文科学や社会科学の「グローバル化」（どのような意味であれ）が叫ばれるようになって久しいと思うが、日本の社会学者が「使える」そのような確実性の高い指針が書かれたことは寡聞にして知らない。

英語圏のジャーナルにおける査読過程とそれへの対処について書くべく執筆を開始したが、ごく一般的な知識の提供は、以上の点で困難なことに思い当たった。この気付きを踏まえ以下では、日本の一研究者に過ぎない私が、ローカルな学問環境から出発して英語出版を目指すなかで、どのような不確実性や困難や可能性に直面し、また、それらにどのような「個人的な回答」を与えてきたのかを述べたい。

#### 2. 第一のフェーズ 海外でのトライアル

私が学部と大学院の両方を過ごしたのは、(少なくとも当時は) ごくドメスティックな大学であり、国際化という面では特恵まれていなかった。しかし学振特別研究員 PD として採用され、在外研究を行うなかで、英語圏の都市研究の創造性を目の当たりにし、そこに継続的に参加することを自らの課題として強く意識した。在外研究を送るあいだに二本の英語論文を執筆することが目標だったが、現実には思った以上に厳しく、*International Journal of Urban and Regional Research* (IJURR) に掲載された一本に留まった。しかしこの執筆経験は私にとって大きな一歩となった。

この IJURR 論文の執筆過程は、私が当時置かれていたマンハッタンの環境に依存している。受け入れてくれたニューヨーク大学 (NYU) のニール・ブレナーは私を研究者として尊重し後押ししてくれた。社会学部には最先端の批判的研究を行う院生（現在ではマギル大学、カルフォルニア大学、ハーバード大学などの教員になっている）が多く在籍し、米

国の院生の過酷な勉強を横目で見つつ研究できた。そもそもマンハッタンは私が参照する研究者の「巣窟」であり、ニューヨーク市立大学のデヴィッド・ハーヴェイやニール・ミスが開催する催し物に頻繁に参加できた。

私はこの環境の恩恵に預かり英語執筆の道を踏み出す機会に恵まれた。しかしそれでもこの試みは簡単ではなかった。英語圏の研究において好ましいとされる「議論」(アーギュメント)の根底にある考え方や、望まれる形式・構造・ゴールは、日本人から見ると独特である。論理形式を自分のなかに叩き込みつつ、マンハッタンが与える刺激に喝を入れられながら、IJURR 論文の構造を組み立てていった。

同時に日本で培った私の「資源」を確認しそれを用いることで、初めてオリジナルな英語論文を執筆できた。重要だったのは、私が日本で試みていた「ホームレス問題」へのパースペクティブに国際的な新規性を見出すなかで、不確実性のなかでも、自分の研究に自信を持てたことだ。IJURR 論文では、カール・ポランニーから一つの議論を取り出し、ネオマルクス主義のスケール理論と蓄積危機理論に接続させ、理論枠組を作ったが、これはブレナーの空間スケール論に大きく学びつつ、自分の過去の研究に結びつけ再理論化するものだった。海外の学問潮流を受け入れると同時に、日本で培ったものを見失わず、英語論文の理論的な骨格を描こうと格闘した。こうして IJURR 論文の投稿版が出来上がるまでに1年近くかかった。この論文は投稿に至るまでに、すでに様々なブラッシュアップの過程を経ていたため、査読そのものには大きな困難はなかったように思う。

しかしアクセプト後、誌上のシンポジウムに収録されることとなり、それ自体は光栄ではあるとはいえ、幾つかの穏当でない扱いを受けたことには正直言って閉口した。英語ジャーナルは、世界規模での思想(そして権力)にまつわる熾烈な闘争の「闘技場」であることに、いやがおうでも気付かされた。この闘技場に継続的に参加するには、日本という「辺境」で生きてきた人間にとって、超えるべきハードル(学問的ではないものも含む)が無数にあるのだ。他方、ブレナーを含め私の論文を当初から大歓迎してくれた人もおり、それだけですでに「ベネフィット」は十分だったとも言える。英語圏の研究者の直接的な表現形式は非常に新鮮である。IJURR 論文を通じて得たブレナー(そして他の英語圏の研究者)からのポジティブな反応は、英語ジャーナルで論文を発表することの楽しさを私に強く印象付けた。同時に、新しい闘いの幕開けを伝えるものでもあった。

### 3. 第二のフェーズ 帰国後の継続性

帰国後、英語出版生活は第二のフェーズを迎えた。第一のフェーズ(在外研究)と比較して、帰国後のこの数年間は、より大きな自律性を私に求めるものだった。結果的に私はこの数年間で、*Environment and Planning A* と *Antipode* という二つの雑誌での論文のアクセプトを得た。しかしこのためには、日本に適した執筆生活の再構築が必要だった。痛感したのは、日本語環境のなかで英語論文プロジェクトを構想し執筆し続けることは、脳内の絶え間ない「英語化」なしには不可能であるということだった。毎日、頭を英語漬けにしながらか構想や執筆をするしかなく、上述したマンハッタンの良質な環境がいかに恵まれていたかに改めて気付かされた。しかし IJURR 論文で構築した理論枠組は、ブレナーにも言われたように確かに強固であり、これを国際比較や社会運動に結びつけることで、二本の論文を執筆することができた。

振り返れば、これら二本が査読過程でリジェクトされなかったのは、IJURR 論文を執筆中に貯めた知的な「貯金」があったからだ。査読過程を「管理」する技術は、今よりも未熟だったように思う。特に Antipode 論文では、困難で長期に渡る査読過程を経験することとなった。最初のサブミット後、三回の大幅な改稿（メジャーリビジョン）を求められ、そのたびに気力と体力が奪われた。今から考えれば、これは、薄氷を踏むような過程だった。原稿に可能性があると思われたのだろうが、それは私の意図的な自己提示によるものというより、マンハッタンでの知的な「貯金」を取り崩しながら必死にジャーナルに食らいついたというのが実態である。

#### 4. 第三のフェーズ 専任教員として着任後

現本務校に着任後は多忙な日々が続いた。講義に加え、週末へとなだれこむ多種多様な校務をこなしながら、英語論文の執筆をなんとか継続する試行錯誤を続けたが、査読過程に忙しく対応しながら講義や校務をこなすことは困難だった。このなかで私は、草稿をジャーナル論文として発表するという試みをいったん離れることを決断した。制約のある自分の時間を、やがて出版するつもりだった一冊の英語本の準備に振り向けていくほうが好都合だったからだ。

本稿は雑誌論文を念頭において書かれており、この本については詳しく書かないが、本の発行元（英国の学術団体と商業出版社）への対応を迫られるなかで、執筆スタイルが変わっていった点は、私の執筆生活を記述するうえで重要である。それまでの私の英語作法は、すべてを整理整頓することを目指す作法であった。しかし英語本を書くなかで、複雑性をその場で縮減せず、それを背景に置きながら議論を立てる作法を獲得した。この執筆作法は論文執筆にも有効であると考え、実験を行っていった。比較的最近になってこの作法は、社会学雑誌 *Critical Sociology* で発表した複数の論文（それ自体として重要な展開や気付きを含むものであった）で花開き始めた。そして、Antipode で発表された二本目の論文へと結実した。

この二本目の Antipode 論文は、そもそも論争的（polemical）な問いを、このジャーナルおよび読者に広く投げかけるつもりで準備したのであり、それまでの私の英語論文とは異なった動機によって駆り立てられた投稿だった。Antipode は現代的な批判理論を研究し、またそれをデータへ架橋する仕事をしている者にとって、非常に著名なジャーナルである。初期はデヴィッド・ハーヴェイが発表した複数の重要な論文によっても支えられ、ハーヴェイ（そしてスミス）の作った潮流は、近年改めて進んできたアンリ・ルフェーブルの受容とも再接続されながら（例えばブレナーの仕事がこれに当たる）、批判的都市研究の展開を主導してきた。ルフェーブルの英訳も誌上で発表され、「ルフェーブル的転回」に複数性を与える役割を果たしてきた。私の二本目の Antipode 論文は、ジャーナルのこの伝統の「再政治化」を新しい視点から試みるものだった。

査読は長期に渡った。ルフェーブル的な伝統が、このジャーナルのアイデンティティの根幹であることを考えれば、「長考」も理解できた。査読者からの度重なる要請に、英語本の執筆で獲得しつつあった新しい執筆アプローチを駆使して対応し、信頼を勝ち取った。並行して別の仕事をしていたが、半年のサバティカルを大学からもらったことも幸いし、Antipode に私の研究の独自性を認識してもらった上で大きい成果を生み出した。

## 5. 英語出版の可能性

以上、私の英語論文執筆の経験を振り返り、メルクマールとなった執筆／査読過程と、それを支えた言語学習的、文化的、社会的、空間的なバックグラウンドについて記してきた。最後にこの経験を踏まえ、英語ジャーナルへの投稿がもたらす効用と、その一方で存在する課題について、個人的な意見を書きたい。

第一に、世界へ羽ばたくなかで自分自身に生じる変化を楽しめる。英語圏のジャーナルに論文を投稿するなら、査読者・エディター・読者となる人々は、多くの場合、自分が会ったことも話したこともない人々を無数に含んでおり、その大部分にはこれからも直接会う機会がない。日本の学会誌の多くが投稿者を会員に制限しているのと異なり、多くの英語ジャーナルはメンバーシップによる制限を設けておらず、世界中から誰でも投稿できる。この広い世界が与える刺激は、研究を進めていくうえで大きな原動力となる。同時に世界の「同僚」に対し、様々なアプローチが必要となるから、自ずと執筆のスタンスも日本語のそれとは変わっていく。

第二に、正しいジャーナルに関与する必要がある。私のテーマを考えただけでも、理論的に投稿可能な英語圏のジャーナルは百近くあり、年に多くの号を発刊している。この歴大さは日本語ジャーナルと大きく異なる点であり、研究者人口の違いのみならず、英語圏の研究生生活が日本以上にジャーナル論文を中心に展開されていることを意味している。これほどの数があるからこそ、各ジャーナルはしばしば個性を非常に重視した運営をしており、これも日本とは異なる点だろう。投稿の際は、ジャーナルがどのような志向性に基づき運営されているのか理解し、論文執筆にあたる必要がある。私は Sage の批判的な社会学ジャーナルで編集委員として投稿論文の品質向上に携わっているが、ジャーナルの志向性を踏まえていないため、リジェクトの可能性が高まってしまうケースを目にしてきた。そのような可能性は前もって避けるべきだし避けることができる。

第三に、英語出版によって日本でキャリア形成をしていくには、辛抱強い活動が求められ、「開拓者精神」で楽しむ気の持ちようが必要である。地域や都市に関する研究では、日本における英語出版物の受容は、必ずしもスムーズではないことがある。他方、私のケースでは、リジェクト（の危機）や長期に渡る査読過程を乗り越え、一本の充実した英語論文を完成させるような場合、日本語の本を一冊出版できるほどの時間と労力の投下が必要である。多くの人にとって第二言語は、楽器の演奏と同じであり、エクササイズを怠るとすぐに「拙い演奏」「拙い表現」しかできなくなる（獲得した技術は簡単に錆びつく）。真剣にやるなら、これは、日本の自分の部屋や研究室に、英語圏とкаろうじて結びついた（結びついてすらいない）文化的な「離れ小島」を作るようなものであり、そこに言わば「籠城」して論文に取り組むこともある。このように、英語出版を目指すなかで、色々と対処に戸惑う事柄も生じてきた。しかし日本で教育を受け、日本に根を下ろして英語出版を継続する「日本人都市社会学者」というチャレンジをしているのだから、色々な困難も当たり前であると考えたい。こうした困難を楽しむつもりで、英語による研究生生活を、日本語による研究と並行して送っていききたいものである。

執筆者一覧

安藤 綾乃（一般社団法人つなぐ子ども未来）

三宅 雄大（お茶の水女子大学）

高嵯 浩平（九州大学）

堀部 三幸（上智大学）

林 真人（金城学院大学）

## Journal of JARCS No. 9

*The Program of 3rd Serial Research Meeting of Japan Association of Regional and Community Studies*

### *Article*

Creating a Place for Local Community and Food Support:  
Evolving from a Children's Cafeteria

Ayano ANDO

Intersection with Social Investment:

'Support for higher education' in the public assistance and 'investment in human resources'

Yudai MIYAKE

### *Review and Comment*

Community Life Support and Uncovering Potential Support Needs

Kohei TAKASAKI

Problematic on Support for People in Need

: Focusing on a Citizen Group Providing Food Aid and Public Assistance

Miyuki HORIBE

### *Regional and Community Studies beyond Borders*

Publishing in English-Language Journals

: Three Phases of My Own Experience

Mahito HAYASHI